

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例 風俗営業取締法施行条例の全部改正
- 警察保安関係許可手数料条例の一部改正
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 鳥取県部局設置条例の一部改正
- 鳥取県地方事務所設置に関する条例の一部改正
- 鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例
- 鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例
- 鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正
- 鳥取県種牡畜検査条例の一部改正

条 例

風俗営業取締法施行条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三号

風俗営業取締法施行条例

風俗営業取締法施行条例(昭和二十三年八月鳥取県条例第五十五号)の全部を次のように改正する。

第一章 通 則

(営業の種別)

第一条 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号以下「法」という。)第一条各号の営業は、その営業内容により次のとおり区分する。

一 法第一条第一号に属する営業

イ 料理店

主として和風設備の客席で、婦女が接待をし又は芸者その他の遊芸人を招致し若しくはあつ、旋して、客に遊興又は飲食させるもの

ロ カフェー

主として洋風設備の客席で、婦女が接待をして客に飲食させるもの

ハ 待 合

調理施設をもたないで、客に席を貸し客のもとめ
に応じ飲食物をあつ、旋し婦女が接待をして遊興さ
せるもの

ニ 飲食店

前各号に該当しない比較的小規模の開放的客席で、
婦女が接待をして客に飲食させるもの

二 法第一条第二号に属する営業

イ キャバレー

バンド又はホールを設備して、客にダンスをさせ
婦女等が接待をして客に飲食させるもの

ロ ダンスホール

ホールを設備して客にダンスをさせるもの

ハ ダンス教授所

ダンス教師の指導により客にダンスをさせるもの

三 法第一条第三号に属する営業

イ 遊技場

玉突場、まあじやん屋、射的場、ばちんこ屋その
他設備を設け主として十八才以上の者を対象とし

て射こ、心をそそる虞のある遊技をさせるもの

ロ 遊戯所

主として十八才未満の者を対象として射こ、心を
そそる虞のある遊戯をさせるもの

(書類の提出)

第二条 法並びにこの条例に基き公安委員会に対して行
う許可申請又は届出は、すべて営業所所在地の所轄警
察署を経由しなければならない。

2 前項の許可申請又は届出に当たりの者が未成年者
又は禁治産者であるときは法定代理人、準禁治産者で
あるときは保佐人の連署を要する。

(管理人の設定)

第三条 営業者が自ら営業所を管理することができない
ときは、管理者を定めなければならない。

第二章 営業の許可及び届出

(許可の申請)

第四条 法第二条第一項の規定による営業許可を受けよ
うとする者は、次に掲げる事項を記載した正副二通の

申請書を公安委員会に提出しなければならない。

一 営業者の本籍、住所、氏名及び生年月日(法人に
あつては、その名称事務所の所在地、代表者の住所
氏名及び生年月日並びに定款の写)

二 管理者を置くときは、その者の本籍、住所、氏名
及び生年月日

三 営業所の所在地

四 営業の種類(遊技場又は遊戯所にあつては、その
種類及び方法並びに料金の徴收方法を附記するこ
と。)

五 営業所の構造設備の概要並びにその平面図

六 名称又は屋号

七 入場定員(キャバレー及びダンスホールに限る。)

八 営業開始の予定期日

九 営業用家屋、施設又は場所が他人の所有であると
きは、その承諾書

(許可更新)

第五条 法第二条第三項の定めるところにより第一条第

三号に規定する営業の許可は、玉突場及びまあじやん
屋については三月ごとに、ばちんこ屋、射的場その他
の営業については一月ごとに、それぞれ更新を受けな
ければその効力を失う。

(許可更新の手續)

第六条 前条の規定により当該営業について許可の更新
を受けようとするときは、有効期間満了七日前までに
許可更新申請書を公安委員会に提出しなければならない
こと。

2 前項の許可更新申請書には、営業者の住所及び氏名
(法人にあつては、その名称、事務所の所在地並びに
代表者の住所及び氏名)営業種別並びに許可の年月日
及び番号を記載し、現に当該営業者にその納付し又は
納入すべき娯楽施設利用税がない場合を除く外、娯楽
施設利用税を納付し又は納入したことを証する書類又
は滞納に係る娯楽施設利用税について徴收猶予滞納処
分の執行の猶予若しくは滞納処分執行の停止を認め
たことを証する書類若しくは次条第二号に該当する理

由によるものであることを証する知事の証明書を添えなければならぬ。

(許可更新の禁止除外事由)

第七条 公安委員会は、法第二条第三項の規定による許可の更新を求めた者に滞納に係る娯楽施設利用税があるときは、当該娯楽施設利用税の滞納が次の各号の一に掲げる理由による場合を除いては、その許可を更新しないものとする。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の二第一項の規定による徴收猶予又は滞納処分執行の猶予若しくは滞納処分の執行の停止を受けていること。

二 震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害又は盗難によりその資産について相当の被害を受けたこと。

(許可事項の変更手続)

第八条 第四条の手続によつて許可を受けた営業者(以下「営業者」という。)が営業所を移転しようとする

とき、又は管理者の変更、営業種別の変更(遊技場又は遊戯所にあつては遊技又は遊戯の種類、方法若しくは料金の徴收方法の変更を含む。)構造設備の増築、改築、変更等をしようとするときは、第四条の手続に準じて事前に公安委員会の許可を受けなければならない。

(届出事項)

第九条 第四条第一号(営業の承継を除く。)第六号、第七号又は第八号に掲げる事項の変更又は営業所々在地の番地名の改正があつたときは、五日以内に公安委員会に届けなければならない。

(使用人の雇用解雇届)

第十条 営業者は、営業のため使用人を雇用しようとするときは、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日をあらかじめ所轄警察署長に届けなければならない。

2 前項の使用人を解雇したときは、五日以内に所轄警察署長に届けなければならない。

(営業の承継)

第十一条 同居の親族で営業を承継しようとするときは、第四条の手続に準じ関係事項をそなへ前営業者の許可証を添え双方連署して願ひ出て公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、双方連署することができない特別の事情があるときは、その理由を記載しなければならない。

(許可証の再交付)

第十二条 営業者は、許可証を亡失し又はき損したときは、その理由を明らかにし五日以内にその再交付を受けなければならない。

(廃業届)

第十三条 営業者が廃業したときは本人から、死亡したときは営業を承継する場合を除き同居の親族から、廃業又は死亡後十日以内に許可証を添えて公安委員会に届けなければならない。

(休業届)

第十四条 営業者は、一箇月以上休業しようとするとき

は、あらかじめその理由を明らかにし公安委員会に届けなければならない。

(許可の失効)

第十五条 営業者が、次の各号の一に該当するときは、営業の許可はその効力を失う。

一 営業許可を受けた日から六箇月を経過しても開業しないとき

二 正当な理由がなく引き続き六箇月以上休業したとき

三 営業者が三箇月以上所在不明のとき

第三章 営業許可の基準

(人に対する許可制限)

第十六条 公安委員会は、営業の許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

一 わいせつ、姦淫、と博その他風俗に関する罪を犯して懲役の刑に処せられ、その執行を終り若しくは執行を受けることなくつた後二年を経過して

しなすとき

二 わいせつ、姦いん、と博その他風俗に関する罪を犯して罰金刑に処せられてから一年を経過していな

三 法第四条の規定により許可を取り消され当該処分の日から三年を経過していないとき

四 同居の親族若しくは法人の業務を行う役員のうち

五 第一号から第三号までの一に該当する管理者を置くとき

(兼業の制限)

第十七条 公安委員会は、同一施設内において次の各号の一に該当する営業を兼ねるものは、許可してはならない。但し、キャバレー又はダンスホールがダンス教授所を兼ねる場合はこの限りでない。

一 第一条各号の営業

二 旅館営業

三 浴場営業

(場所に対する許可制限)

第十八条 公安委員会は、営業の場所が次の各号の一に該当するときは、許可してはならない。

一 学校、病院、杜寺仏閣、教会その他特殊施設の敷地から百メートル以内の地域

二 住宅地域、公園及び緑地々域

三 その他善良な風俗保持上著るしく支障があると認められる場所

(遊技及び遊戯所の許可制限)

第十九条 公安委員会は、遊技又は遊戯が次の各号の一に該当するものは、許可してはならない。

一 設備又は機具が危険の虞があるもの

二 設備機具又は方法が著るしく射こ、心をそそる虞があるもの

三 客相互の行う遊技又は遊戯の結果に対して賞品を提供するもの

(公安委員会の認定)

第二十条 公安委員会は、第十七条から前条までの規定

に該当する場合においても許可に条件を附し、又は適當な施設を命ずることにより善良な風俗を害せず又は危険の虞がないと認めるときは、許可することができ

第四章 構造設備

(設備の基準)

第二十一条 第一条の営業所は、次の各号の条件を備えなければならない。

一 営業所内は外部から見透しできないよう設備すること。但し、遊技場及び遊戯所はこの限りでない

二 善良な風俗をみだすような繪画、広告その他裝飾設備を設けないこと

三 客室の照明は一坪について十燭光以上の光度を有すること

四 客室の照明を害し又は見透しを妨げるような植木、衝立又は引幕、カーテン等を設けないこと

五 容用の浴室を設けないこと。但し、料理店にあつては一室専用のものでないときはこの限りでない。

六 客室に就寢施設若しくは押入を設けないこと。但し、終業後同居の親族、同居人又は従業者の寢室として兼用するもので公安委員会が風俗上支障がないと認めるときは、この限りでない。

七 客室に施錠の設備をしないこと

(料理店待合の構造設備)

第二十二条 料理店及び待合の構造設備は、前条による外客室一室の面積は、概ね三坪以上としなければならない。

(カフェーの構造設備)

第二十三条 カフェーの構造設備は、第二十一条による外、次の各号の条件を備えなければならない。

一 客室一室の面積は、概ね五坪以上であること。但し、営業所の各室が互に見透しできる場合又は客室が一室であつて風俗保持の上に支障がないときは、この限りでない

二 客室が二室以上あるときは同一階層にある客室が互に見透しできるものであること

(飲食店の構造設備)

第二十四条 飲食店の構造設備は、第二十一条による外、客室は、土間又は板敷等の一室限りとし、その面積は概ね二十坪未満としなければならない。

(キャバレー、ダンスホールの構造設備)

第二十五条 キャバレー及びダンスホールの構造設備は、第二十一条による外次の各号の条件を備えなければならない。

一 踊場の有効面積は、キャバレーにあつては概ね十坪、ダンスホールにあつては概ね二十坪以上であること

二 踊場と区画した客用特別室を設けないこと

(ダンス教授所の構造設備)

第二十六条 ダンス教授所の構造設備は、第二十一条及び前条第二号による外次の各号の条件を備えなければならない。

一 踊場の有効面積は、概ね十坪以上であること
二 踊場の数は、一室であること。但し、客室が互に

見透しできるときはこの限りでない。

(遊技場及び遊戯所の構造設備)

第二十七条 遊技場及び遊戯所の構造設備は、第二十一条による外次の各号の条件を備えなければならない。

一 公衆の自由な出入を妨げるような設備をしないこと

二 遊技又は遊戯の方法が他人に危害を及ぼす虞のあるものについては危険防止に充分な設備を設けること

三 遊技客又は遊戯客のために便所及び手洗場を設けること

四 機械器具の設備は、五寸以上の間隔を保つて備えつけ、通路は五尺以上とすること

第五章 遵守事項

(営業者及び管理者の遵守事項)

第二十八条 営業者並びに管理者は、次の各号を遵守しなければならない。

一 営業名義を他人にかさないこと

二 次に掲げる者を営業に従事させないこと

イ 身許が明らかでない者。但し、公安委員会が支障がないと認めて承認した者はこの限りでない。

ロ 素行不良の者

ハ 十八才未満の者。但し、接客の接待をしない業務に従事するときはこの限りでない。

三 営業所に別記第一号様式の従業者名簿を備え付け、就業三日以内に所定事項を記入し、その記入事項に異動があつたときはすみやかに訂正しておくこと

四 営業所の店頭その他見やすい場所に、別記第二号様式の標識を掲げること

(営業各関係者の遵守事項)

第二十九条 営業者、管理者又は営業に従事する者は、次の各号を遵守しなければならない。

一 営業時間は、キャバレー、ダンスホール、遊技場及び遊戯所にあつては正午から午後十一時まで、ダンス教授所は正午から午後九時まで、その他の営業は、午前十時から午後十一時までとする。但し、

休祭日その他特別な理由があつてあらかじめ公安委員会承認を受けたときは、この限りでない

二 異様の容装をしたり又はさせないこと

三 営業所でみだらな行爲その他風俗を害する行爲をし又はさせないこと

四 従業者よりどんな名義でも金品を徴し又は従業者の負担で特殊な容装をさせないこと

五 客引をしたり又はさせないこと

六 営業所内に客を宿泊させないこと

七 営業所に十八才未満の者を出入させないこと。但し、遊戯所又は保護者同伴のときはこの限りでない。

八 客より徴収する一切の料金は、その税額もあわせて客の見やすい場所に明示すること

九 料理店及び待合の外は営業所に芸者、遊芸人その他婦女等を招き又はあつ、旋しないこと。

十 営業所で興行及び興行類似の行爲をし又はさせないこと。

十一 客に面会を求める者があるときは、正当な理由

がなくその客をかくし、又はその取次を拒まないこ

と

十二 料金その他の代償として客から物品を受け取り
又は預り、若しくは質入、売却等のあつ、旋をしよう
とするときは、所轄警察署長に届け出ること

(料理店、カフェー及びキヤバレーの遵守事項)

第三十条 料理店、カフェー及びキヤバレーの営業者、
管理者又は営業に従事する者は、前条各号による外次
の各号を遵守しなければならない。

- 一 客のものとめない飲食物を提供し又はさせないこと
- 二 売上競争をし又はさせないこと

(ダンスホール及びダンス教授所の遵守事項)

第三十一条 ダンスホール及びダンス教授所の営業者、
管理者又は営業に従事する者は、第二十九条による外
次の各号を遵守しなければならない。

- 一 営業所で飲食したり又はさせないこと
- 二 客に飲食物を提供し又はさせないこと。但し、湯
茶の類はこの限りでない。

(ダンス教授所の遵守事項)

第三十二条 ダンス教授所の営業者又は管理者は、第二
十九条及び前条による外次の各号を遵守しなければな
らない。

- 一 蓄音機、ピアノ以外の楽器を使わないこと
- 二 ダンス教師が附添指導しないで客相互にダンスを
させないこと

三 ダンスを教授し又は指導する者は、公安委員会が
風俗上支障がないと認める団体の定めた資格条件に
適合する者であること

四 営業所内の見やすい場所に教授規則を掲示するこ
と

(遊技場及び遊戯所の遵守事項)

第三十三条 遊技場及び遊戯所の営業者、管理者又は営
業に従事する者は、第二十九条による外次の各号を遵
守しなければならない。

- 一 と博、と博類似その他著るしく射こ、心をそそる
ような行爲をし又はさせないこと

二 正当な理由がないのに客の出入又は遊技及び遊戯
を拒み又は制限しないこと

三 競技会等を開催するときは、あらかじめ公安委員
会の承認を受けること

四 どんな名儀でも二十才未満の者に煙草、酒類その
他少年に有害と認められるものを提供しないこと

五 一回の料金及び賞品又は賞品類似物品の最高額は、
公安委員会の定める基準を超えないこと

六 遊技券、賞品券、賞品預り券、その他これに類す
る券類一切を使用しないこと。

七 どんな名儀でも現金、有価証券等を賞品として提
供し又はさせないこと

八 客に一たん提供した賞品又は賞品類似の物品は、
どんな名儀でもこれを買ひ受け、買ひ戻し、譲り受
け、又は贈与等を受け再度これに使用しないこと

九 客に提供する賞品又は賞品類似の物品には別記第
三号様式のスタンプ印を通常の商取引に再度使用で
きないよう押なつ、すること

十 第三者の行爲によつて勝敗を決し又は賞品の得失
を定めないこと

第六章 雑 則

(組合又は団体の届出)

第三十四条 営業者が組合又は団体を組織したときは、
その代表者は、その規約又は定款の写を添え公安委員
会に届け出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に許可を受けているものは、
この条例による許可を受けたものとみなす。但し、
貸席として許可を受けているものは、待合の許可を
受けたものとみなす。

3 各営業でその営業所の構造設備が第四章各条の規
定に適合しないものは、この条例施行の日から六月
以内にこの条例で定められた設備を完了し公安委員
会の確認を受けなければならない。

別記第一号様式

従業の種類別	本籍	氏名	生年月日	雇入及び解雇年月日
			昭和	昭和
			年	年
			月	月
			日	日
			解雇	雇入

備考 従業の種類欄には仲居、女給、料理人、雇人等を記入のこと。

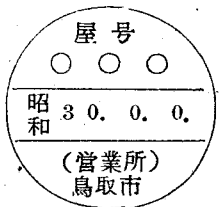
別記第二号様式

風俗営業(営業の種類別)屋号又は氏名

備考

- 一 材料は木製とし厚さ二センチメートル、長さ四〇センチメートル、幅一〇センチメートルとすること。
- 二 営業の種類別は料理店、カフェー、ダンスホール、遊技場等具体的に標示すること。

別記第三号様式



備考 直径は三、五センチメートルとすること。

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第四号

警察保安関係許可手数料条例の一部を改正する条例

警察保安関係許可手数料条例(昭和二十九年七月鳥取県)

条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中

「五風俗営業取締法第一条第三号の営業

(玉突場、まあじやん屋、ばちんこ屋、その他設備を設けて客に射倅心をそそる虞のある遊技をさせる営業)」を

「五風俗営業取締法第一条第三号の営業

(玉突場、まあじやん屋、ばちんこ屋、その他設備を設けて客に射こう、心をそそる虞のある遊技又は遊戯をさせる営業)」に改め、

五の次に五の二として次のように加える。

五の二 風俗営業取締法第一条各号の営業所の構造設

備の増築、改築、又は変更

二百四

附 則

この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第五号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業委員会」を削り、「人事委員会及び」の下に「海区漁業調整委員会」を加える。

第二条第一号中「二、四三二人」を「二、三二八人」に、第五号中「二、〇四人」を「一九八人」に、第六号中

「一三人」を「二二人」に改める。

第二条中「八農業委員会の事務部局の職員三人」を削り、次の一号を加える。

八 海区漁業調整委員会の事務部局の職員 五人

第三条中「農業委員会」を削り、「人事委員会又は」の下に「海区漁業調整委員会」を加える。

附 則

1 この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

2 この条例施行の際現に第二条の規定による定数を超える員数の職員は、昭和三十一年三月三十一日までの間定数外として置くことができる。

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第六号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次の六部を置く。」を「知事公室及び次の五部を置く。」に、「民生部」を「民生労働部」に改め、「農林部」を削る。

第一条の次に次の一条を加える。

第二条 知事公室においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 重要施策の企画及び県行政の総合調整に関する事項

二 広報に関する事項

三 観光に関する事項

第二条第五号中「広報、」を削り、「他部」を「知事公室及び他部」に改め、同条を第三条とする。

第三条中「民生部」を「民生労働部」に改め、第二号の次に次の一号を加え、同条を第四条とする。

三 労働に関する事項

第四条を第五条とする。

第五条を削る。

第六条中「農林部」を「経済部」に、「農業、」を「農業、工業、商業、」に改め、第四号を削り、第三号の次に次の二号を加える。

四 物資の配給及び物価の統制に関する事項

五 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項

附 則

この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

鳥取県地方事務所設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第七号

鳥取県地方事務所設置に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県地方事務所設置に関する条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取市一東部地方事務所一岩美郡、八頭郡、気高郡」を削る。

附 則

この条例は、昭和三十年五月一日から施行する。

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第八号

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例

(設置)

第一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)

第十三条第一項の規定に基づき、福祉地区を設け、当該地区を所管区域とする福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する。

(名称、位置及び区域)

第二条 福祉地区の名称及び区域並びに福祉事務所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(定数)

第三条 福祉事務所の職員の定数は、知事が別に定める。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和三十年五月一日から施行する。

(別表)

福 祉 地 区	上記福祉地区を所管する福祉事務所
名 称	鳥取市
地 区	東部福祉事務所
名 称	鳥取市
位 置	鳥取市

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例をここに公布する。

昭和三十年三月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第九号

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例

(総則)

第一条 鳥取県工業試験場において試験、検定、分析、鑑定若しくは各種証明書の交付を受け、又はその設備を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料又は手数料を納付しなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第二条 使用料及び手数料の額は別表のとおりとする。

(使用料及び手数料の減免)
 第三条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。
 第四条 既に納付した使用料又は手数料は、還付しない。
 (委任)
 第五条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、昭和三十年四月一日から施行する。

別 表

一 使 用 料	
1 定性分析 一成分につき	三十円
但し一成分を増すごとに二十円を加える。	
2 定量分析 一成分につき	百円
但し一成分を増すごとに七十円を加える。	
3 試験又は研究 一件につき五十円以上千円以下	
4 紙の検定又は鑑定 一件につき	十円
5 窯業原料の検定又は鑑定 一件につき	十円

6 酒類の分析 一件につき	十円
7 醸造用水の検定 一件につき	二十円
8 醬油の分析 一件につき	二十円
9 繊維品の検定又は鑑定 一件につき	五十円
10 染料、糊料その他薬剤の試験、検定又は鑑定 一件につき十円以上二百円以下	
11 織物原料又は原糸の加工調製	
イ 精練 一ポンドにつき	十円以上六十円以下
ロ 染色 一ポンドにつき	五十円以上五百円以下
ハ 紡績 一ポンドにつき	五十円以上百円以下
ニ 織布 一ヤードにつき	二十円以上二百円以下
12 凶案の調整 四ツ切一枚につき	五十円以上千円以下
13 工場の設計若しくは発明に関する明細書、又は設計表の作製 一件につき百円以上二千円以下	
14 艶出機 一時間につき百円(亜鉛板を持参したときは五十円)	
15 スクリーン機 一時間につき	五十円
16 ビーター機 一時間につき	五十円
17 乾燥器 一時間につき	三十円
18 倒焰式石炭窯 一回につき	五百円
19 登 窯 一回につき	三百円
20 電気 爐 一時間につき	三百円
21 土 練 機 一時間につき	五十円
22 スタンプ 一時間につき	二十円
23 ポットミル 一時間につき	二十円
24 ロク ロ 一時間につき	十円
25 準備機(操糸糊附等) 一時間につき	十円
26 整経機 一回につき	五十円以上百五十円以下
27 リング熱糸機 一時間につき	三十円以上五十円以下
28 力織機(ドビー付又はジャガート付を含む) 一時間につき	三十円以上百円以下
29 精紡機(カードコンデンサー) 一時間につき	五十円以上百円以下
30 前切機 一時間につき	五十円

